

情報提供

那医発第 637 号
令和 5 年 2 月 21 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療保険関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
添付資料は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

冲医発第 1695 号 E
令和 5 年 2 月 16 日

地区医師会医療保険担当理事 殿

沖縄県医師会
常任理事 平安 明
(医療保険担当理事)
(公印省略)

医療保険関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①及び②は、厚生労働省より、中医協会長から厚生労働大臣あてに「答申書」が提出されたことを踏まえ、オンライン資格確認導入義務付けに係る経過措置に関する課長通知「保険医療機関及び保険医療療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が発出された旨の情報提供がなされるとともに、関係告示が公布され、併せて関係通知等が発出された旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 保険医療機関及び保険医療療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 5 年 1 月 31 日 日医発第 2042 号 (保険))
- ② 令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置について
(令和 5 年 2 月 1 日 日医発第 2069 号 (保険))

沖縄県医師会保険課：山川、比嘉

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 2042 号（保険）
令和 5 年 1 月 3 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う
実施上の留意事項について

令和 4 年 12 月 23 日付け日医発第 1867 号（保険）「中医協答申書について」により、令和 4 年 12 月 23 日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会におきまして、厚生労働大臣より諮問のありました「医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置」並びに「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱い及び医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算の取扱いについて」に関しまして、「答申書」が中医協会長より厚生労働大臣あてに提出された旨、ご報告申し上げたところであります。

この答申を踏まえ、今般、添付資料のとおり、オンライン資格確認の導入義務付けに係る経過措置に関する課長通知「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、経過措置対象の医療機関については、猶予届出書を令和 5 年 3 月 31 日までに提出する必要がありますので、届出漏れのないよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

また、周知広報資料も作成されておりますので、周知の際にご活用ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令 5.1.27 保連発 0127 第 1 号・保医発 0127 第 3 号 厚生労働省保険局医療介護連携政策課長・医療課長・歯科医療管理官)
2. 周知広報資料

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置について

令和 4 年 12 月 23 日付け日医発第 1867 号（保険）「中医協答申書について」により、令和 4 年 12 月 23 日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会におきまして、厚生労働大臣より諮問のありました「医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置」並びに「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱い及び医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算の取扱いについて」に関しまして、「答申書」が中医協会長より厚生労働大臣あてに提出された旨、ご報告申し上げたところであります。

この答申を踏まえ、今般、添付資料のとおり、関係告示が公布され、併せて関係通知等が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、詳細につきましては、厚生労働省ホームページ「令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の措置について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00043.html)からもご確認いただけます。

また、医療情報・システム基盤整備体制充実加算における「令和 5 年 12 月 31 日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する旨の届出」についても、その届出方法、届出期間等が示されておりますので、併せてご連絡申し上げます。（詳細につきましては、添付資料⑥-1、⑥-2をご参照ください。）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置について
(令 5. 1. 31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

<関係告示・通知等>

- ① 診療報酬の算定方法の一部を改正する件
(令 5. 1. 31 令和 5 年厚生労働省告示第 16 号 厚生労働大臣)
- ② 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件
(令 5. 1. 31 令和 5 年厚生労働省告示第 17 号 厚生労働大臣)
- ③ 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

(令5.1.31 令和5年厚生労働省告示第18号 厚生労働大臣)

- ④ 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件

(令5.1.31 令和5年厚生労働省告示第19号 厚生労働大臣)

- ⑤ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算、後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算、一般名処方加算及び地域支援体制加算の取扱いについて

(令5.1.31 保医発0131第5号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)

- ⑥-1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における「令和5年12月31日までに電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を開始する旨の届出」の取扱いについて

(令5.1.31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

- ⑥-2 (別添7様式2の5) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に係る届出書